お 知 ら せ

送信日:令和 8年 11 月12日
送付枚数: 3枚(本状含む)

送付先：	三重県石油商業組合/協同組合
	各組合員 様
TEL:	
FAX:	

差出人: 大西 宏明
三重県津市羽所町700 アスト津 7階
三重県石油商業組合 / 三重県石油業協同組合
TEL:059-225-5981 / FAX:059-226-5543
E-mail :onishi@mie-sekiyu.or.jp
http://www.mie-sekiyu.or.jp

□至急！ ■ご確認ください □折り返しご連絡ください

緊急的激変緩和措置の基準価格の段階的な引き上げについて

いつも組合事業にご支援、ご協力を賜りありがとうございます。
このことについて、全石連から通知がありましたので送付します。

全石商発26第127号
2026年11月10日

都道府県石油組合理事長　各位

全国石油商業組合連合会
副会長・専務理事　吉田　正一

緊急的激変緩和措置の基準価格の段階的引き上げについて

政府は2026年12月より、緊急的激変緩和措置事業で行っているガソリン等の燃料油への補助金について、基準価格を段階的に引き上げていくことを公表しました。

この基準価格引き上げにより、具体的には、12月3日(木)からガソリンの全国平均小売価格が現状よりも2円程度上昇、12月10日(木)からも2円程度上昇、12月17日からは更に1円程度上昇し、3週間で合計5円程度上昇する見込みとなります。

本件につきましては、資源エネルギー庁燃料流通政策室長、並びに公正取引委員会取引部取引企画課長連名による文書が本会宛てに発出され、基準価格引き上げの方針を御理解いただき、引き続き卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売に取り組むよう要請が来ております(添付資料参照)。

また、『価格カルテルを含む独占禁止法違反と疑われるような行為をしないよう、法令遵守体制を確認・強化に取り組むこと』のほか、灯油に関しましてもガソリン同様に『適正価格での販売』に加え、『供給の偏りや流通の目詰まりが生じないよう、前年同月比で同量の注文を基本』としていただくことも要請がありますので、併せてご留意いただきたく存じます。

各石油組合におかれましては、本件内容についてご承知おきいただき、傘下組合員への速やかな周知をお願いいたします。

本件内容について質問がある場合は業務グループまでお問い合わせ下さい。

【添付資料】

- 緊急的激変緩和措置の基準価格の段階的な引上げについて(依頼)
 (資工庁、公取委連名文書)

以上

担当:業務グループ(川浪、冨田、鈴木)
TEL:03−3593−5831

２０２６年１１月６日

全国石油商業組合連合会
会長　森　洋　殿

資源エネルギー庁　資源・燃料部　燃料流通政策室
室長　吉川　信彦
公正取引委員会事務総局　経済取引局取引部　取引企画課
課長　河野　琢次郎

緊急的激変緩和措置の基準価格の段階的な引上げについて（依頼）

資源エネルギー庁では、本年３月 19 日から、中東情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置として、ガソリンの全国平均小売価格が 170 円を超える部分の補助を実施してきたところです。

本措置は、あくまで激変緩和措置であること等を踏まえ、本年 12 月以降、原油価格の動向を注視しつつ、春先に向けて基準価格を毎月５円ずつ引き上げていくことを基本とし対応することといたしました。

具体的には、12 月は基準価格を以下のとおり引き上げます。

・2026 年 12 月３日（木）から　172 円（＋２円）
・2026 年 12 月 10 日（木）から　174 円（＋２円）
・2026 年 12 月 17 日（木）から　175 円（＋１円）

なお、軽油・重油・灯油については引き続きガソリンと同額の補助を、国内線航空機燃料についてはガソリンの補助額の８割相当の補助を行います。

貴会におかれましては、このような方針を御理解いただき、各ＳＳ事業者に対し、以下の取組を周知いただきますようお願いいたします。

〇卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売に取り組んでいただくこと。
〇今後とも、公正取引委員会による「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」等の考え方を踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、価格カルテルを含む独占禁止法違反と疑われるような行為をしないよう、法令遵守体制を確認・強化いただくこと。
〇資源エネルギー庁による価格モニタリング調査について、引き続き回答に御協力いただくこと。

さらに、灯油については、需要が高まる冬季において供給の偏りや流通の目詰まりが生じないよう、本年 10 月 16 日付けで、石油精製業者等及び大手卸売事業者に対し、前年同月比同量を基本とした供給の継続及び注文を要請したところです。貴会におかれましては、各ＳＳ事業者に対し、前年同月比で同量の注文を基本としていただくとともに、灯油についても、卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売に取り組んでいただくよう、周知いただきますようお願いいたします。

◇本件に関するお問い合わせ先：
資源エネルギー庁　資源・燃料部　燃料流通政策室：０３－３５０１－１３２０
公正取引委員会事務総局　経済取引局取引部　取引企画課：０３－３５８１－３３７１